

意見		対応方針（案）	計
①画像機器等			16
コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	<p>1. 選択肢という形であっても、判断の基準に「カーボン・オフセットされたコピー機等であること。」という内容が2022年4月施行として入ることに反対である。CO2データ算出、クレジット購入、オフセット実施の社内体制構築、全国の販売員への教育の観点から準備が必要となるが、準備期間が余りに短すぎる。対応には、事前に導入時期を示唆いただき、十分な準備期間を設ける形での導入が望ましい。</p> <p>2. 「カーボンオフセット」という言葉が独り歩きして単独で調達要件とならないようにするため、選択肢要求の仕組みの啓蒙（ガイドラインなど）の実施を行っていただきたい。判断の基準における選択肢要求でカーボンオフセットのみを要求されることは基準上不適切のため、現在備考等に記載の内容を広く周知いただきたい。</p> <p>3. 導入にあたっては、使用時と素材のオフセットを、省エネ、再生プラスチック各々の要求に対する選択要件とすることを提案する。</p>	<p>御意見を踏まえ令和4年度において継続検討事項とします。</p> <p>なお、カーボン・オフセットされた製品・サービスのグリーン購入法への位置づけは、本年10月に改定された地球温暖化対策計画にも明記されています。2030年度の46%削減目標の達成に向け、残された時間も少ないことから、スピード感を持って取り組むことが不可欠であり、令和5年度からの導入を見据えて引き続き検討を進めたいと考えております。</p>	1
②繊維関連分野（制服・作業服等、インテリア寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品			8
制服、作業服、靴	<p>「靴」の配慮事項③について「バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」を「植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」と修正すべき。制服・作業服は靴を含め、繊維製品に関わるものであり、バイオプラスチックより植物を原料とする合成繊維を優先すべき。また、備考2において「植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」となっており表現を統一すべき。</p>	<p>靴に係る配慮事項③は、「甲部又は底部にプラスチックが使用される場合」を想定しており、プラスチックの表記を先に記載しています。なお、備考2については、主に合成繊維が対象となることから、「植物を原料とする合成繊維」を先に記載しています。</p> <p>このため、原文のとおりとします。</p>	1
制服、作業服、靴	<p>バイオマスプラスチックの定義について、「バイオマスを原料とするプラスチックで、ISO16620-1の3.1.4に規定されたものをいう。」への修正を希望する。理由は、「環境物品等の調達推進に関する基本方針」のp3（2段落目）に「WTO政府調達協定（特に同協定第10条技術仕様書及び入札説明書の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する」とあり、国際標準規格の用語定義を引用すると当該国際法（協定）へ違反・抵触行為の可能性を排除できるものとする。</p> <p>また、（公財）日本環境協会のエコマーク商品類型 No.103「衣服 Version3」/No.104「家庭用繊維製品Version3」/No.105「工業用繊維製品Version3」の「3.用語の定義」には、「植物由来プラスチック」が「植物を原料とするプラスチック。ISO16620-1:3.1.4に定義される biobased synthetic polymer（原文 polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es), wholly or partly from biomass resources）のうち、植物を原料とするものを指す。」とされ、（公財）日本環境協会からWTO事務局へパブリックコメント通知・了承済みであり、前出WTO協定への違反・抵触行為がなくなるものと想定される。</p>	<p>バイオマスプラスチックの定義は「バイオプラスチック導入ロードマップ」（令和3年1月）の定義と整合を図っています。</p> <p>このため、原文のとおりとします。</p>	1
カーテン、布製ブラインド	同上	同上	1

意見		対応方針（案）	計
ニードルパンチカーペット	同上	同上	1
マットレス	同上	同上	1
作業手袋	同上	同上	1
防球ネット	同上	同上	1
旗・のぼり・幕類	同上	同上	1
③役務			3
食堂	有機農産物が役務として採用されたことは、これからの公共調達や学校給食等の有機化につながる一歩になるため、国民にとって非常に有益であると考え。この流れを生み出してくださった方々に感謝申し上げる。	—	1
食堂	食堂において「食堂で使用する洗剤は、可能な限り指定化学物質を含まないものを使用されていること」を追加してほしい。(理由)食堂は洗剤の使用量が多く、排出量の多いPRTR指定化学物質が使われていることも多いので、環境に配慮した洗剤の使用を促すことが必要。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
清掃	清掃において「芳香剤など香りの強い物品を使用しないこと」を追加してほしい。(理由)香料による健康被害が多くなってきたことから、2021年8月に消費者庁、文科省、厚労省、経産省、環境省の5省庁合同で、香料自粛ポスターを作成している。宇都宮市でも栃木県でも作成されているが、グリーン購入においても人の健康に配慮した物品の使用を促すことが必要(2018.11.1厚生労働科学研究「科学的根拠に基づくシックハウス症候群に関する相談マニュアル」P17室内環境因子健康への影響が生じる恐れがありうる化学物質の存在として、防腐剤、殺虫剤、香料などがあげられている。)	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
④ごみ袋等			2
プラスチック製ごみ袋	2021年1月に公表された「バイオプラスチック導入ロードマップ」においては、2030年にバイオマスプラスチックの国内導入量を200万トンとして目標設定されており、プラスチックとの複合素材としての紙粉、木粉、資源米、工業用澱粉なども対象としている。また2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、バイオマスプラスチック製品の選択肢を増やすことも重要であると考え。現在において既に、澱粉系プラスチックなど多様な植物（バイオマス）由来素材が、レジ袋やごみ収集袋の素材として活用されており、このような植物由来の複合素材を使用したプラスチックでも、工場において製造端材を再生利用している場合もあるので、ここでの「バイオマスプラスチック」には、「バイオマス由来の複合プラスチック」についても対象としていただようお願いしたい。	グリーン購入法は、国等の機関が環境物品等の優先的購入を推進することにより、環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与することを目指すものです。したがって、他の制度や施策との整合に止まらず、より環境負荷の低減に資する物品等の購入を積極的に進めることが必要となります。また、御意見の多様な植物由来の素材を配合したプラスチック素材を否定するものではありませんが、現段階において品質面（強度、耐熱性等）の評価や環境負荷低減効果が確認されていないものも多い状況であり、今後これらの課題が解決された段階で、個別の素材ごとに対象の可否について適切に検討を行うことが必要と考えられます。このため、原文のとおりとします。	1

意見		対応方針（案）	計
プラスチック製ごみ袋	「バイオマスプラスチック」には、「バイオマス原料とプラスチックを複合化させたプラスチック（バイオマス複合化プラスチック）」についても対象としていただきたい。「バイオマス複合化プラスチック」は同一重量のプラスチックよりも石油由来プラスチックの使用量を削減し、カーボンニュートラル効果により焼却時の二酸化炭素排出量を削減するため、植物を原料とするバイオマスプラスチックと同様に環境負荷低減効果がある。既に、米や米ぬかなどの植物素材（バイオマス）とポリエチレン等の樹脂を複合化したプラスチックが、レジ袋や市町村指定のごみ収集袋として活用されており、レジ袋においては袋中のバイオマスが25%以上であれば有料化の対象外となっていることから、バイオマス複合化プラスチックの環境負荷低減効果が認められていることは明らかである。なお、複合化に用いられるバイオマスは主に工場において発生した製造端材を利用しており、食品と競合しないよう配慮されている。	グリーン購入法は、国等の機関が環境物品等の優先的購入を推進することにより、環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与することを目指すものです。したがって、他の制度や施策との整合に止まらず、より環境負荷の低減に資する物品等の購入を積極的に進めることが必要となります。また、御意見の多様な植物由来の素材を配合したプラスチック素材を否定するものではありませんが、現段階において品質面（強度、耐熱性等）の評価や環境負荷低減効果が確認されていないものも多い状況であり、今後これらの課題が解決された段階で、個別の素材ごとに対象の可否について適切に検討を行うことが必要と考えられます。このため、原文のとおりとします。	1
⑤その他			2
全般	もしそのグリーンの商品を買ったら5%引きなどのサービスを提供する。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
全般	グリーン購入法に基づき、様々な要件が細かく規定されているが、これに使っている労力・資源は行政側にも企業側にも、消費者側にも相当な負担になっていると思われる。トータルで見ても省資源・地球環境のためになっていると確認されているのか疑問。なお、CO2を削減すれば、地球温暖化（そもそも、温暖化ではなく寒冷化に向かっている説も根強いが）を防げるというのは、証明されていないことである。世界が一体となって反対意見を黙殺し、せつせと、「CO2削減が地球環境のためになる研究」にのみに、公的な研究費を投じているために、そういう研究や説が主流のように見えるだけである。そろそろ、グリーン調達は見直していいのではないか。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1